

## 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改定案	現行
<p><b>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第二部 適正な電力取引についての指針</b></p> <p><b>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p> <p><b>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p><b>1 考え方</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① インサイダー取引</p> <p>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報(注)を入手し、これに基づいて取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に</p>	<p><b>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第二部 適正な電力取引についての指針</b></p> <p><b>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p> <p><b>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p><b>1 考え方</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① インサイダー取引</p> <p>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報(注)を入手し、これに基づいて取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に</p>

改 定 案	現 行
<p>基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>(注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</p> <p>(a) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</p> <p>(b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</p> <p>(c) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</p> <p>(e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</p> <p><u>(f) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットにおいて10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合（当該出力低下を決定した場合を含む。）における当該事実（出力低下日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び出力低下量）。ただし、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合はこの限りでない（注）。</u></p> <p><u>(g) 上記(f)により開示された見込みに変更が生じた場合における当該変更後の見込み（当該変更後の見込みを更に変更する場合も含む。）</u></p> <p>(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</p> <p>なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うものをいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。DSS</p>	<p>基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>(注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</p> <p>(a) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</p> <p>(b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</p> <p>(c) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</p> <p>(e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(f) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</p> <p>なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うものをいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。DSS</p>

改 定 案	現 行
<p>(日々停止 : Daily Start and Stop (電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用))、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。<u>また、上記にいう「出力低下」とは、発電ユニットが、停止(解列)には至らないものの電力系統に認可出力のうちの一部の容量分の電力を供給できないことを指し、例えば、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約(燃料の残量により10万キロワット以上の出力の抑制が見込まれる場合に限る。)や公害防止協定等の入札制約による場合は「出力低下」に含まれ、24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。他方で、出力は可能であるが需要が低いこと等により出力を抑制する日常的な運用は、上記のDSS等と同様、ここでいう「出力低下」には含まれない。</u></p> <p><u>(注) 例えば天災による設備の故障や生物発生による発電能力の制約等の場合は、単に未来の気候条件により発電量が低下する状況とは異なるため上記のただし書に該当せず、出力低下の24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。</u></p> <p>(略)</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</p> <p>インサイダー情報のうち、(h) 広域機関の系統情報公開サイト(広域機関システム)において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</p> <p>他方、インサイダー情報のうち(a)ないし(g)(認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止及び計画停止並びに10万キロワット以上の出力低下に関する事実等)については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止又は出力低下する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</p> <p>(略)</p>	<p>(日々停止 : Daily Start and Stop (電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用))、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。</p> <p>(略)</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</p> <p>インサイダー情報のうち、(f) 広域機関の系統情報公開サイト(広域機関システム)において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</p> <p>他方、インサイダー情報のうち(a)ないし(e)(認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止又は計画停止に関する事実等)については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</p> <p>(略)</p>

## 改 定 案

## i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

(略)

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電事業者名</li> <li>● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア</li> <li>● 停止を予定する期間</li> </ul>	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる48時間前まで

## 現 行

## i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

(略)

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電事業者名</li> <li>● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア</li> <li>● 停止を予定する期間</li> </ul>	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる48時間前まで

改 定 案

現 行

《出力低下の場合》

(新設)

公表内容	公表時期
<p>出力低下の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発電事業者名</u></li> <li>● <u>出力低下を見込む発電ユニットの名称・容量、見込まれる出力低下量、当該発電ユニットが所在するエリア</u></li> <li>● <u>出力低下を見込む期間（期間中に出力低下量が変動する見込みである場合には、見込まれる期間中の出力低下量の最大値、最小値及び平均値）</u></li> </ul>	<p><u>24時間以上の出力低下が見込まれた後速やかに</u></p>
<p><u>出力低下の見込みの変更</u></p>	<p><u>見込みの変更後速やかに</u></p>
<p><u>出力低下解消時期の公表（公表済みの出力低下の見込みどおりに出力低下が解消される場合は不要）</u></p>	<p><u>出力低下の解消時期の決定後速やかに</u></p>

(略)

ii 公表方法

(略)

(略)

ii 公表方法

(略)

改 定 案	現 行
<p>③ 相場操縦</p> <p>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと</li> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと</li> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）</li> </ul> <p>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引</li> <li>○ 取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為</li> <li>○ <u>他の電力に関係した取引（例えば、先物電力取引など）を自己に有利なものとするを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為</u></li> <li>○ 市場相場をつり上げる又はつり下げを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等）</li> <li>○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること</li> </ul>	<p>③ 相場操縦</p> <p>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと</li> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと</li> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）</li> </ul> <p>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引</li> <li>○ 取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為 <u>（新設）</u></li> <li>○ 市場相場をつり上げる又はつり下げを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等）</li> <li>○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること</li> </ul>

改 定 案	現 行
<p>○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）</p>	<p>○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p><b>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</b></p>	<p><b>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</b></p>	<p><b>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</b></p>
<p><b>1 考え方</b></p>	<p><b>1 考え方</b></p>
<p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者とその特定関係事業者（電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。）（認可一般送配電事業者（電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。）に<u>あっては</u>、自己の小売部門又は発電部門を含む。）との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p>	<p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者とその特定関係事業者（電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。）（認可一般送配電事業者（電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。）に<u>おいては</u>、自己の小売部門又は発電部門を含む。）との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の</p>	<p>② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者<u>及びその特定関係事業者</u>に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び</p>

改 定 案	現 行
<p>目的外利用」という。)並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務(以下「送配電等業務」という。)における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている(送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。)。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。</p>	<p>提供(以下単に「情報の目的外利用」という。)並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務(以下「送配電等業務」という。)における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている(送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。)。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。</p>
<p>(注) (略)</p>	<p>(注) (略)</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p>	<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p>
<p>(1) 託送供給料金等についての公平性の確保</p>	<p>(1) 託送供給料金等についての公平性の確保</p>
<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>	<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>
<p>① 託送供給料金 (略)</p>	<p>① 託送供給料金 (略)</p>
<p>また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者(認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。)以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p>	<p>また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者(認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門を含む。)以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>



改 定 案	現 行
<p>(2) ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p>(2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p>① (略)</p> <p>② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>なお、「特定送配電等業務」とは、以下の i 又は ii に該当する業務をいう（電気事業法施行規則第 33 条の 5）。</p> <p>i (略)</p> <p>ii 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は<u>発電事業に影響を及ぼし得るもの</u></p> <p>ここで、ii 「託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は<u>発電事業に影響を及ぼし得るもの</u>」とは、例えば、以下の業務が考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>③ 一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>一般送配電事業者は、その特定関係事業者（認可一般送配電事業者<u>にあっては</u>、自己の小売部門又は発電部門を含む。）との間で従業者の出向、転籍その他の取締</p>	<p>(2) ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p>(2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p>① (略)</p> <p>② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>なお、「特定送配電等業務」とは、以下の i 又は ii に該当する業務をいう（電気事業法施行規則第 33 条の 5）。</p> <p>i (略)</p> <p>ii 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は<u>発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの</u></p> <p>ここで、ii 「託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は<u>発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの</u>」とは、例えば、以下の業務が考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>③ 一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>一般送配電事業者は、その特定関係事業者（認可一般送配電事業者<u>においては</u>、自己の小売部門又は発電部門を含む。）との間で従業者の出向、転籍その他の取締</p>

改 定 案	現 行
<p>役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。</p> <p>④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>i 託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又はネガワット事業を行う他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。</p> <p>ii 一般送配電事業者の従業者は、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この ii において同じ。）の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者が当該一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業者がその特定関係事業者の業務を行うことを妨げるものではない。</p> <p>iii 上記 ii に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この iii において同じ。）と連携（委託による場合を含む。以下この iii において同じ。）して行われている一般送配電事業者の送配電等業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。</p>	<p>役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。</p> <p>④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>i 託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又はネガワット事業を行う他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者において、自己の小売部門又は発電部門を含む。）ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。</p> <p>ii 一般送配電事業者の従業者は、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者において、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この ii において同じ。）の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者が当該一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業者がその特定関係事業者の業務を行うことを妨げるものではない。</p> <p>iii 上記 ii に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者において、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この iii において同じ。）と連携（委託による場合を含む。以下この iii において同じ。）して行われている一般送配電事業者の送配電等業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。</p>

改 定 案	現 行
<p>iv 送電サービスセンター又は給電指令所に提供された託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者に<u>あって</u>は、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このivにおいて同じ。）に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気利用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が目的外に活用できないように厳格に管理する。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>「当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。</p> <p>i ~ iii (略)</p> <p>iv 他の電気供給事業者の需要家を自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者に<u>あって</u>は、自己の小売部門を含む。）に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること</p> <p>v 電力市場において自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者に<u>あって</u>は、自己の小売部門又は発電部門を含む。）に有利な取引結果を現出させるために利用すること</p> <p>(略)</p> <p>このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者やその顧客に関する情報を、</p>	<p>iv 送電サービスセンター又は給電指令所に提供された託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者に<u>おいて</u>は、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このivにおいて同じ。）に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気利用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が目的外に活用できないように厳格に管理する。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>「当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。</p> <p>i ~ iii (略)</p> <p>iv 他の電気供給事業者の需要家を自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者に<u>おいて</u>は、自己の小売部門を含む。）に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること</p> <p>v 電力市場において自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者に<u>おいて</u>は、自己の小売部門又は発電部門を含む。）に有利な取引結果を現出させるために利用すること</p> <p>(略)</p> <p>このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者やその顧客に関する情報を、</p>

改 定 案	現 行
<p>当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</p> <p>⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>i 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用</p> <p>地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門又は発電部門を含む。以下この i において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) ～ (e) （略）</p> <p>ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知</p> <p>託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門又は発電部門を含む。以下この ii において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) ～ (d) （略）</p>	<p>当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</p> <p>⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>i 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用</p> <p>地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。以下この i において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) ～ (e) （略）</p> <p>ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知</p> <p>託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。以下この ii において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) ～ (d) （略）</p>

改 定 案	現 行
<p>iii 需要家への差別的な対応</p> <p>一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）、計量器の交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者<u>にあっては</u>、自己の小売部門を含む。以下このiiiにおいて同じ。）の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合や、需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) ～ (d) (略)</p> <p>iv 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応</p> <p>託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者<u>にあっては</u>、自己の小売部門及び発電部門を含む。以下このivにおいて同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) ～ (d) (略)</p> <p>v 代表契約者制度における差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者<u>にあっては</u>、自己の小売部門又は発電部門を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれ</p>	<p>iii 需要家への差別的な対応</p> <p>一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）、計量器の交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者<u>においては</u>、自己の小売部門を含む。以下このiiiにおいて同じ。）の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合や、需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) ～ (d) (略)</p> <p>iv 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応</p> <p>託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者<u>においては</u>、自己の小売部門及び発電部門を含む。以下このivにおいて同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) ～ (d) (略)</p> <p>v 代表契約者制度における差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者<u>においては</u>、自己の小売部門又は発電部門を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれ</p>

改 定 案	現 行
<p>があることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、託送供給に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要となる機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者<u>にあっては</u>、自己の小売部門を含む。以下このvにおいて同じ。）に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。</p> <p>（略）</p> <p>⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>i 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。iiにおいて同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること（ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</p> <p>ii （略）</p> <p>iii 一般送配電事業者（<u>認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。</u>）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者（<u>認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。</u>）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。</p>	<p>があることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、託送供給に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要となる機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者<u>において</u>は、自己の小売部門を含む。以下このvにおいて同じ。）に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。</p> <p>（略）</p> <p>⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>i 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下iからiiiまでにおいて同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること（ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</p> <p>ii （略）</p> <p>iii 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。</p>

改 定 案	現 行
<p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 一般送配電事業者の委託規制</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合</p> <p>「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断されるところ、例えば、<u>以下の場合はこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下(a)から(c)までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内の一体的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者がその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。</u></p>	<p>iv <u>認可一般送配電事業者の託送供給等業務を行う部門が、その特定関係事業者たる小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該認可一般送配電事業者の小売電気事業若しくは発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 一般送配電事業者の委託規制</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合</p> <p><u>なお、「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断するものとする。</u></p>

改 定 案	現 行
<p>(a) <u>電気の供給支障に至っていないものの供給設備や発電設備等の障害により供給支障に至るおそれがあるとき又は台風の上陸前など供給支障が生ずることが予測できるときなどにおいて、災害等緊急時の備えとして、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に災害対応準備業務を委託する場合</u></p> <p>(b) <u>停電受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣又は物資支援活動など、災害等緊急時の一般送配電事業者による復旧業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に委託する場合</u></p> <p>(c) <u>災害等緊急時に、一般送配電事業者による復旧業務における意思決定又は指揮監督を、当該一般送配電事業者を支援するその特定関係事業者たる親会社等の長等へ委託する場合</u></p> <p>ii・iii (略)</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(2)－2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>i <u>当該一般送配電事業者(認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。以下この i 及び viii において同じ。)</u>の業務の用に供する室とその特定関係事業者<u>(認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。))</u>に係る業務を営む部門を含む。以下この i、ii 及び xii において同じ。)の業務(当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。)の用に供する室とを区分するものであること。</p> <p>(略)</p>	<p>ii・iii (略)</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(2)－2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>i 当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務(当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。)の用に供する室とを区分するものであること。</p> <p>(略)</p>



改 定 案	現 行
<p>ii ~XV (略)</p> <p>(2) - 3・(2) - 4 (略)</p> <p><b>V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オール電化等</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ みなし小売電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動</p> <p>(略)</p> <p>しかしながら、みなし小売電気事業者が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して当該活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するとともに経過措置料金の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不相当となって経過措置料金の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は特定小売供給約款認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第4項でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。</p> <p>④ みなし小売電気事業者による不動産の買取り</p>	<p>ii ~XV (略)</p> <p>(2) - 3・(2) - 4 (略)</p> <p><b>V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オール電化等</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ みなし小売電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動</p> <p>(略)</p> <p>しかしながら、みなし小売電気事業者が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して当該活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するとともに経過措置料金の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不相当となって経過措置料金の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は特定小売供給約款認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第3項でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。</p> <p>④ みなし小売電気事業者による不動産の買取り</p>

改 定 案	現 行
<p>(略)</p> <p>しかしながら、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それを電気事業固定資産として計上するとともに経過措置料金の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適當となって経過措置料金の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は特定小売供給約款認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第4項でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p><u>令和2年10月7日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、第二部のⅡの2(3)イの①及び②の改定については、令和2年10月12日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>しかしながら、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それを電気事業固定資産として計上するとともに経過措置料金の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適當となって経過措置料金の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は特定小売供給約款認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第3項でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>